

和歌山県景観ガイドライン 熊野川周辺特定景観形成地域



文化財的価値を持つ熊野川



熊野本宮大社と熊野速玉大社を
結ぶアクセスルート



熊野川と一体となり文化的景観としての
価値をもつ眺望景観



目 次

第1章 熊野川周辺における特定景観形成地域の検討	1
1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み	1
2 熊野川周辺特定景観形成地域	2
3 良好な景観の形成に関する方針（熊野川周辺）	2
第2章 良好な景観づくりの手法	7
1 熊野川周辺特定景観形成地域の景観形成基準の解説	7
(1) 共通事項	10
(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	13
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	19
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	21
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	23
(6) 水面の埋め立て	25
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ...	26
1 届出対象行為	26
2 行為の制限の基準	27

第1章 熊野川周辺における特定景観形成地域の検討

1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

平成16年6月に景観法（平成16年法律第110号）が制定され、景観規制誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意されました。

また、本県では、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全・活用が必要となっています。

このような情勢を踏まえ、平成20年4月に和歌山県の景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、平成20年度には景観法に基づく県下全域（景観行政団体である市町村の区域を除く）を対象とした和歌山県景観計画を策定、施行し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。その中で、平成21年に熊野参詣道（中辺路）を、平成23年に高野山町石道周辺を、平成25年に熊野参詣道（大辺路）を、平成27年に熊野川周辺をそれぞれ特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施してきました。

また、平成28年10月の世界遺産追加登録を受け、平成30年に串本町内の「新田平見道」や那智勝浦町内の「清水峠」「二河峠」などを対象に熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大し、令和元年にかつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を対象に高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大しその名称を高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域に変更し、また令和2年に橋本市及び九度山町内の「高野参詣道 黒河道」を対象に、高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域に指定しました。

■和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

年	取り組み
平成16年	景観法の制定（国）
平成16年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成20年	和歌山県景観条例、和歌山県景観計画を策定
平成21年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（中辺路）」を指定
平成23年	特定景観形成地域に「高野山町石道周辺」を指定
平成25年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（大辺路）」を指定
平成27年	特定景観形成地域に「熊野川周辺」を指定
平成28年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成30年	特定景観形成地域「熊野参詣道（大辺路）」を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大し、その名称を高野参詣道（町石道）特定景観形成地域に変更
令和2年	特定景観形成地域に「高野参詣道（黒河道）」を指定

2 熊野川周辺特定景観形成地域

熊野川は紀伊山地の北部に源流を發し、南流して熊野灘に注ぐ流域面積 2,360km²、全長 183km の河川で、中流域に位置する熊野本宮大社から下流の河口部に位置する熊野速玉大社までが世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産に含まれています。

熊野参詣道中辺路は、古くは熊野三山を参詣する際に、本宮から新宮への交通手段として熊野川下りの舟運を利用することが多く、熊野川は類例の少ない「川の参詣道」です。兩岸には深い山々がせまり、悠々とした大自然の中で点在する奇岩怪岩は、すでに 12 世紀には「熊野権現の持ち物」と考えられ、様々な伝承が伝わり、熊野を代表する「文化的景観」の一つとなっています。現在でも熊野川は、平成の名水百選にも選ばれており、全長約 16km の川舟下り等によって、清らかな流れと雄大な自然を楽しむことができます。

また、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして国道 168 号が現在では参詣者や観光客の動線となっています。

このため、熊野川及び熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶ国道 168 号や熊野川からの可視領域を基本とする区域を「熊野川周辺特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとします。

3 良好な景観の形成に関する方針（熊野川周辺）

①文化財的価値を持つ熊野川及び熊野川沿岸を保全する

- ・熊野川は、他に類例の少ない川の参詣道として貴重であり、山間部などの周辺の自然環境と調和した熊野を代表する川の文化的景観を保全します。

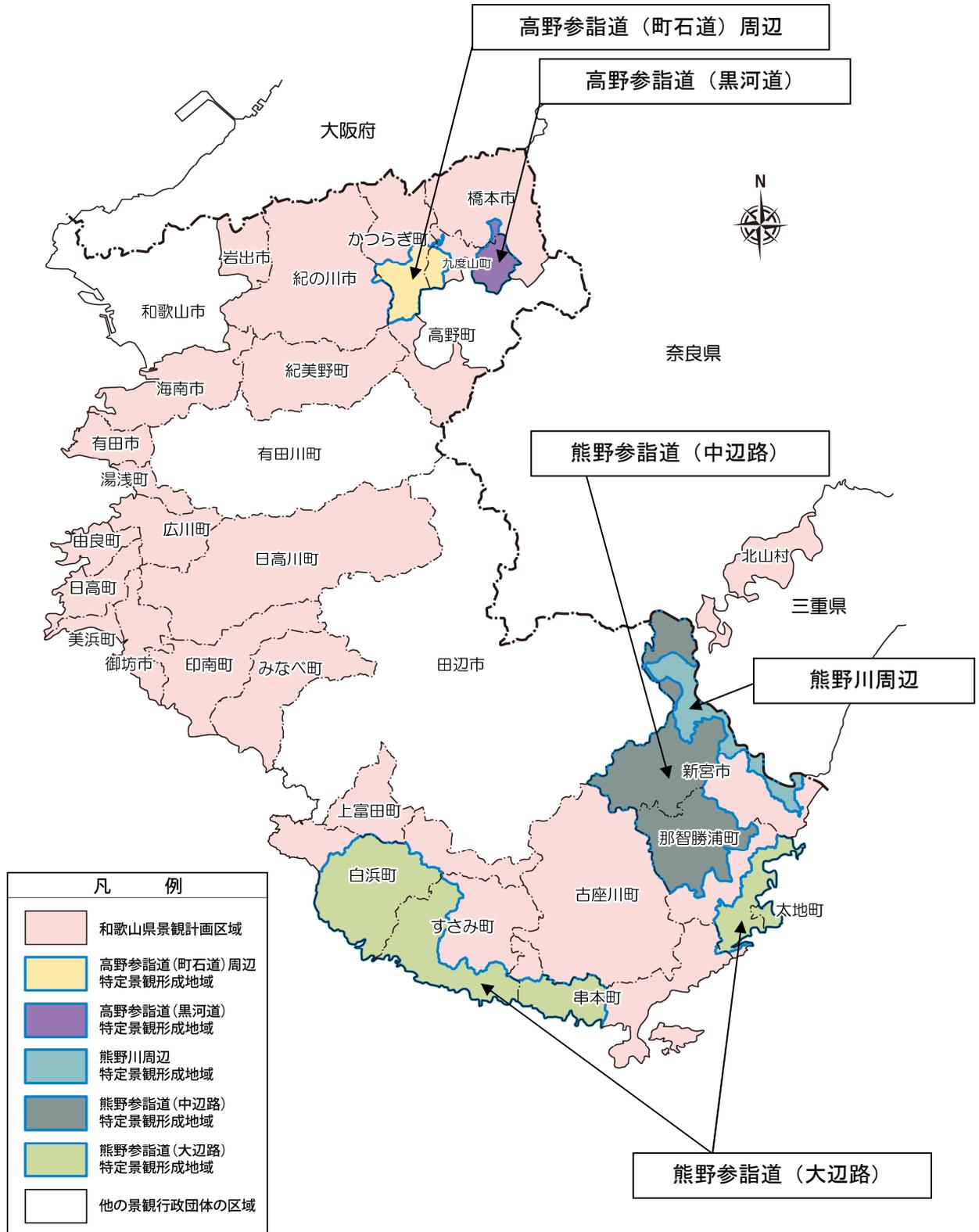
②熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセスルートにふさわしい景観形成を図る

- ・国道 168 号から見える景観は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセスルートとして、また、熊野三山のイメージを形成する重要な景観であり、地域の景観の価値を減じないような景観形成を図ります。
- ・周辺の景観と調和した建築物や広告物による沿道景観を形成します。

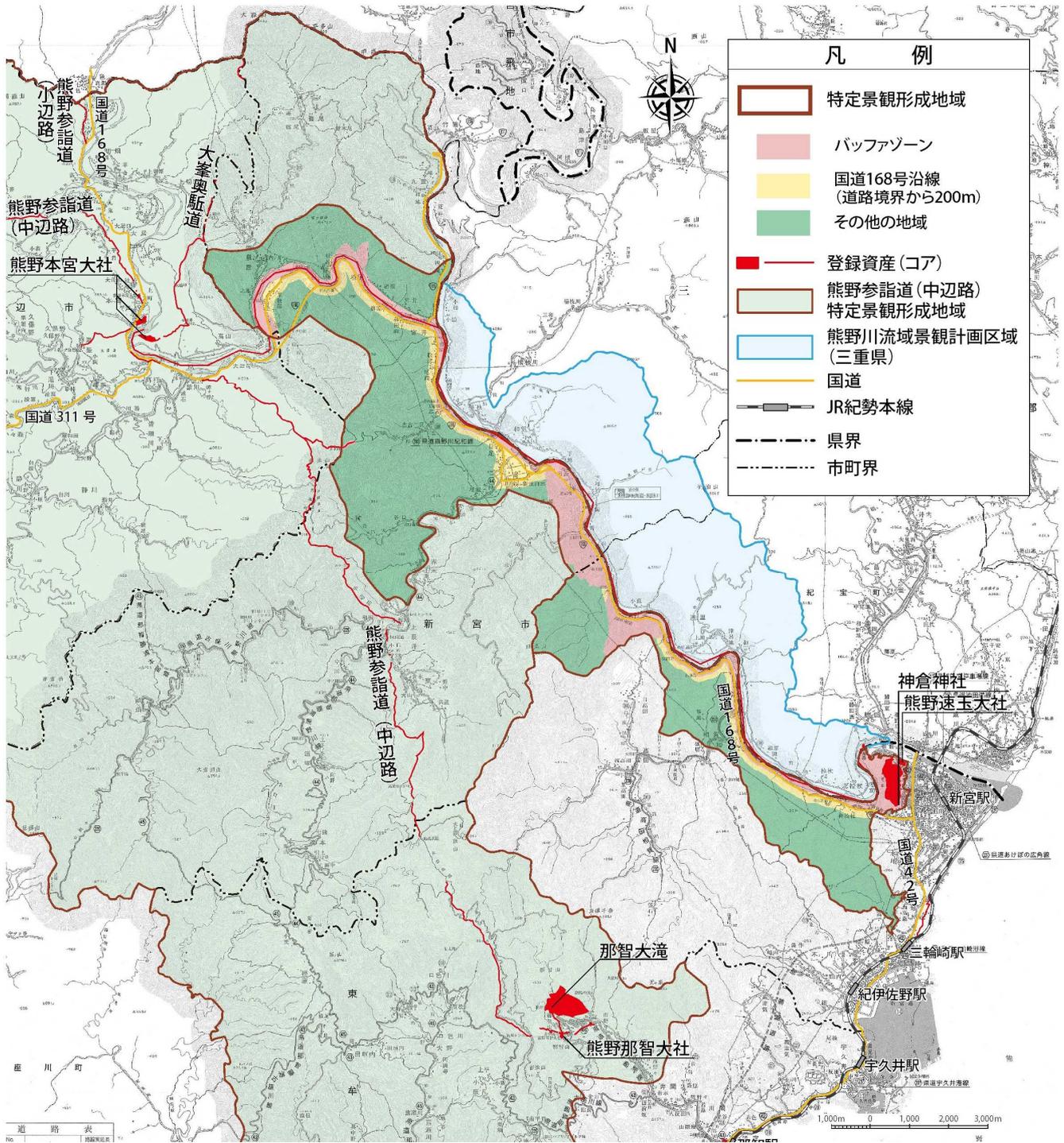
③熊野川と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

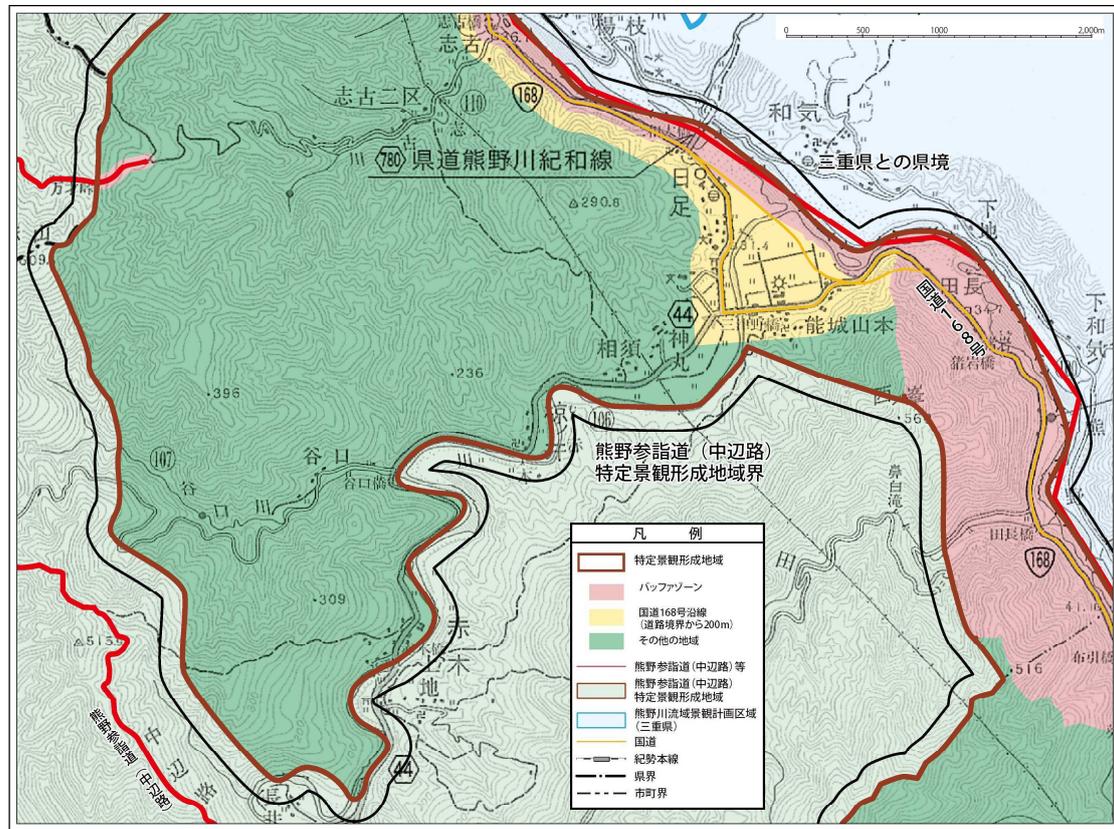
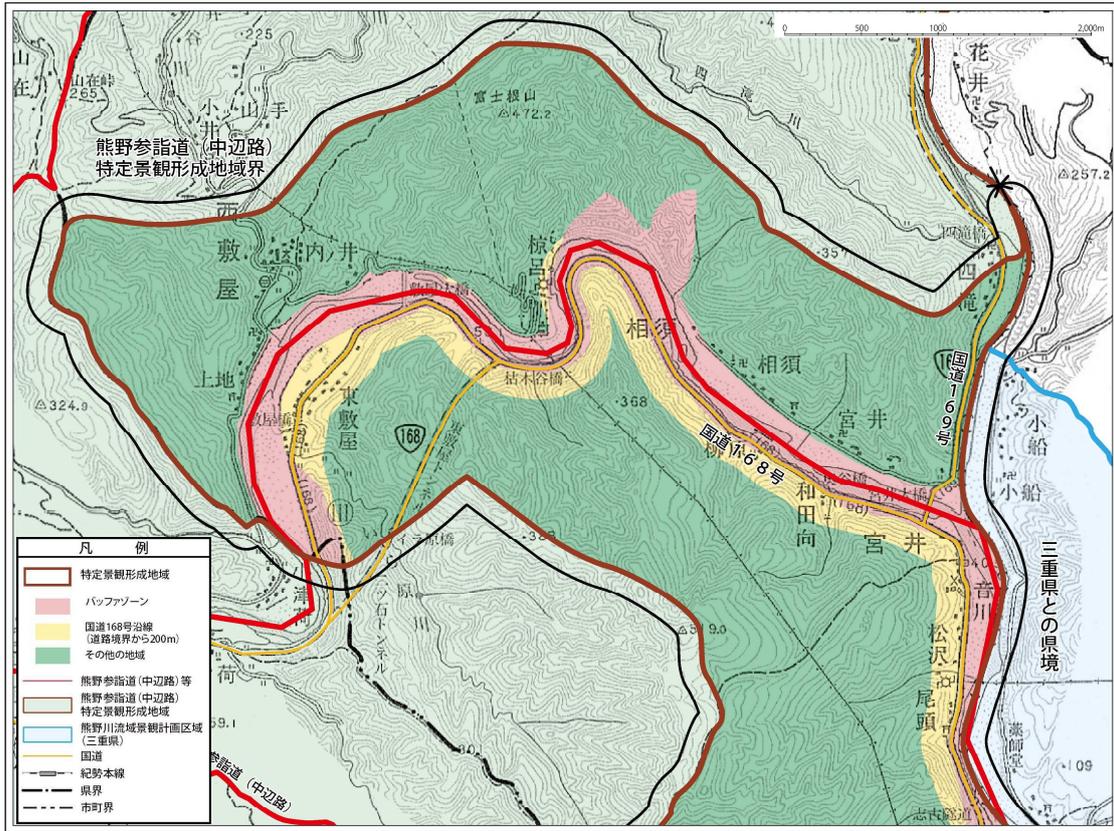
- ・熊野川は、兩岸に深い山々がせまり、奇岩怪岩が点在する独特の景観が形成され、この川と連なる周囲一体となった文化的景観が重要であり、熊野川から望む眺望景観を保全します。
- ・遙か遠くに望む山稜（スカイライン）を保存します。
- ・林業の営みにより永い時間をかけ育まれてきた緑豊かな山地景観を保全します。
- ・集落と背後の山林・農地が一体となって文化的景観を保全します。

■ 景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図



■熊野川周辺特定景観形成地域





第2章 良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、熊野川周辺特定景観形成地域において定められた景観形成基準の内容について、詳細に説明します。

1 熊野川周辺特定景観形成地域の景観形成基準の解説

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれの項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
(1) 共通事項	
(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等	A 位置・規模 B 形態・意匠 C 色彩 D 素材 E 緑化 F その他
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	A 位置・規模 B 緑化
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	A 位置・規模 B 緑化
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	A 位置・規模 B 方法 C その他
(6) 水面の埋立て	位置・規模

【コラム：熊野川周辺における景観特性の読み解き】

熊野川周辺特定景観形成地域の景観特性の読み解き方について解説します。

■景観特性を4つに分類

熊野川周辺における景観特性を把握するにあたって、景観を見る主体（人）、見る場所、見る対象（距離）の関係から、4つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理しました。

見る場所	見る主体 (人)	見る対象 (距離)	
熊野川から	来訪者が見る	近景・中景	①熊野川の景観 (世界遺産のコア・バッファゾーン) ▼ ●文化的価値が高い 貴重な景観
		遠景	②熊野川から望む景観 ▼ ●文化的価値を持つ 眺望景観
国道168号から	地元住民や来訪者が見る	近景・中景	③国道168号沿道の景観 ▼ ●熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートの景観
		遠景	④国道168号から望む景観 ▼ ●文化的価値を持つ 眺望景観



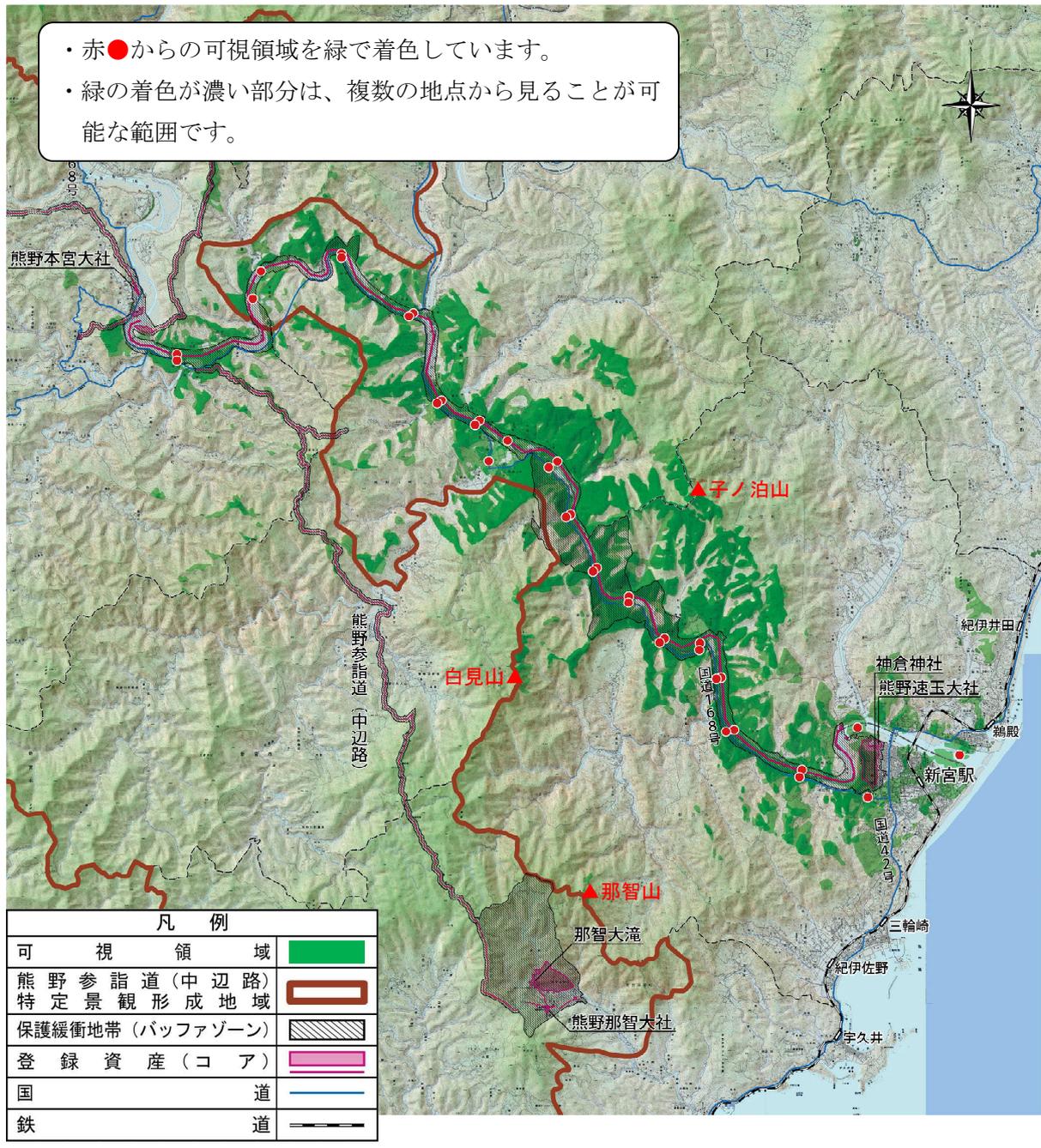
【コラム：景観特性の詳細調査】

景観の特性を分類した上で、その景観の特性や課題等を調査等で詳細に把握し、「守るべきもの」を明らかにしていきました。

①眺望点等から見える範囲（可視領域）の分析

熊野川や熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶ国道 168 号沿道からの眺望を把握しました。

●眺望点等から見える範囲（可視領域）



(1) 共通事項

■バッファゾーン

○熊野川等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること

〈基準のねらい〉

熊野川のバッファゾーンは、コアゾーン（登録資産）として指定されている熊野川や熊野速玉大社、神倉神社と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、熊野川とあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承していく必要があります。



登録資産と一体となった景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・バッファゾーンでは、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な行為に限るなど必要最小限にとどめます。

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）

○熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

国道 168 号は、熊野川と平行して山間を縫うように整備された幹線道路であり、深い山々が迫っている箇所が多く、沿道には集落が点在しています。

国道 168 号は、地区の居住者のほか、熊野本宮大社や熊野速玉大社を訪れる観光客の大半が利用しており、熊野本宮大社と熊野速玉大社と行き来するアクセルートとして重要な役割を果た

しています。

そのため、沿線の建築物や屋外広告物により、地域の景観の価値が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。



熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとしての景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・沿線に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

■その他の地域

○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景である文化的景観が評価されていることが大きな特徴です。また、熊野川は他に類例の少ない川の参詣道として登録されたものであり、周囲の自然の景観と一体となっこそ価値を持つものです。そのため、熊野川や国道 168 号沿道だけではなく、眺望できる範囲を含めた一体的な景観を保全していく必要があります。



熊野川からの眺望景観



山間地と集落地が一体化した景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・ 行為を行う際は、熊野川やアクセスルートから眺望できる範囲の景観について事前にチェックを行うとともに、眺望を妨げることをしないよう位置・規模や形態・意匠等に配慮します。

(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

A 位置・規模

■バッファゾーン

(周辺景観への配慮)

○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に熊野川の沿川に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、景観上大きな影響を及ぼす高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超える規模の行為は行わないこととしています。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な位置・規模とするようにして下さい。



バッファゾーンの景観

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）

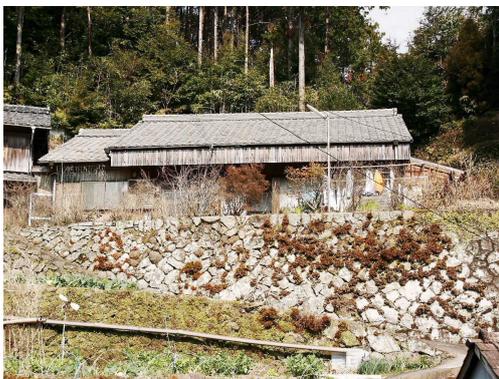
（景観構成要素への配慮）

○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること

〈基準のねらい〉

国道 168 号沿道に形成される集落の家屋には、石垣などが効果的に配置されています。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、自然景観との調和を図る必要があります。



国道 168 号沿道に見られる石垣

（沿道からの眺望への配慮）

○道路から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること

〈基準のねらい〉

国道 168 号の沿道には平地が少なく、沿道に隣接するように集落が点在し、傾斜地では家屋と自然が調和した集落景観を形成しています。

道路沿道の近景に圧迫感のある建築物等が設置された場合は、背景の山なみへの眺望を妨げることとなるので、背景となる山なみを著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。



国道 168 号沿道からの眺望

■その他の地域

(眺望への配慮)

○国道 168 号、熊野川から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること

〈基準のねらい〉

国道 168 号や熊野川からは熊野川周辺の良好な水辺景観を包む美しい山々のスカイラインが一望できます。

この景観を保全するために、国道 168 号や熊野川から見た時に外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない位置・規模とする必要があります。



熊野川からの眺望景観



国道 168 号からの眺望景観

B 形態・意匠

■バッファゾーン

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に熊野川の沿川に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（周辺との関係を見失った突出した形態・意匠を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な形態・意匠とするようして下さい。

■国道 168 沿道（道路境界から 200m）

○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

国道 168 号及び熊野川沿川にあつては、国道や熊野川から見た時に、既存の建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

国道沿道は平屋・2階建ての低層の家屋が中心であり、国道や熊野川から見た時に極端に目立つ建築物等はほとんどありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。



国道 168 号沿道景観

■その他の地域

○国道 168 号、熊野川から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーン、国道及び熊野川の沿川以外で行為を行う際も、その行為地が国道や熊野川の沿川から見えるかどうかについてチェックが必要です。視界に入る場合には、その行為が目立つことが無いよう、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすることが必要です。



熊野川からの眺望景観



国道 168 号からの眺望景観

C 色彩

■バッファゾーン

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に熊野川の沿川に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーンにおいては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（過度な色彩を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）及びその他の地域

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。

色相	彩度
0.1R~2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下(無彩色含む)

〈基準のねらい〉

国道 168 号沿道に立地する建築物等は、大半が民家や生活のための施設となっています。

建築物等が主に立地する国道 168 号沿道の集落地を対象として、建築物等の色彩調査を実施した結果、大半の物件が上記の彩度の範囲に収まる結果となっています。そのため、既存の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くこととなります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。



国道 168 号沿道は落ち着いた色彩の建築物が中心

D 素材、E 緑化、F その他

■全地域：追加基準なし

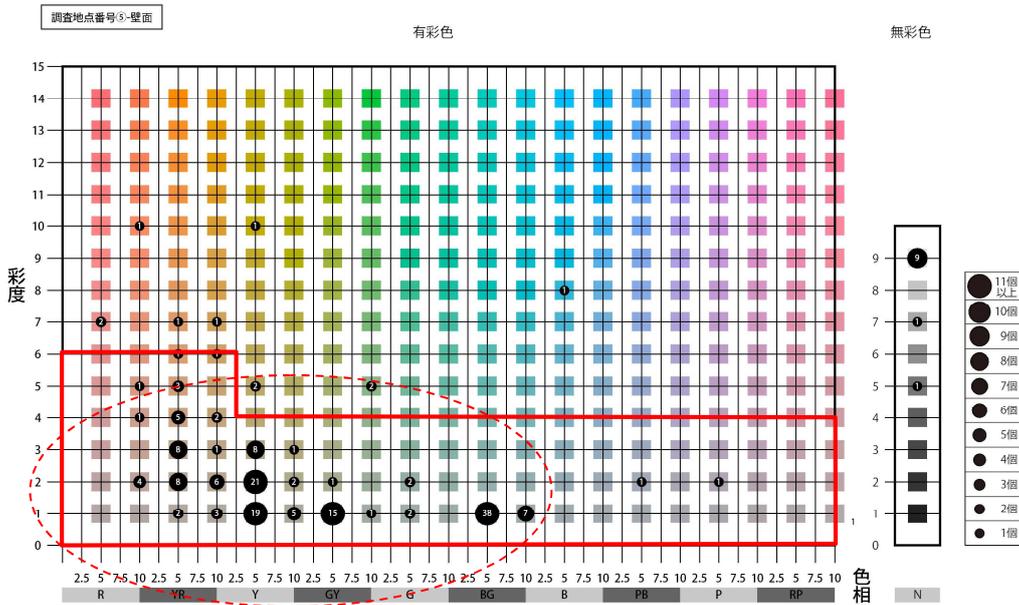
【コラム：一団の集落（熊野川沿川）の建築物の色彩】

熊野川沿川集落の建築物の色彩を調査したところ、下の表のような分布となりました。

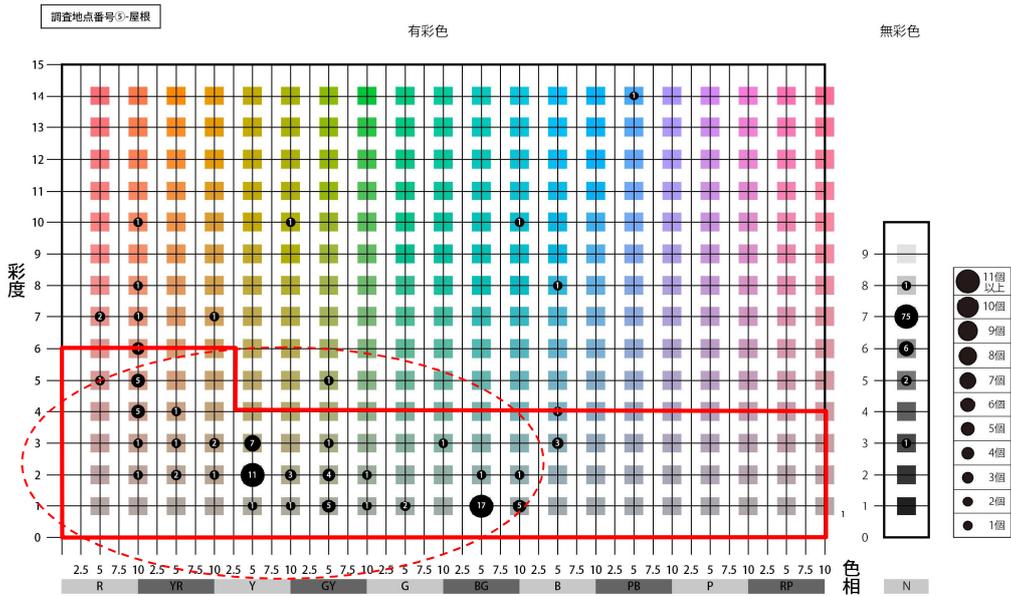
これをみると、大半の建築物が、色相 0.1R～2.5Y は彩度 6 以下、それ以外の色相は彩度 4 以下の範囲（図中の赤い線）内に収まっていることが分かります。

周辺との調和の観点から、この範囲の色彩を基調として建築行為を行うように配慮を求めめるものです。

●壁面の彩度



●屋根の彩度



色相

● 11個以上
● 10個
● 9個
● 8個
● 7個
● 6個
● 5個
● 4個
● 3個
● 2個
● 1個

■ : 色彩基準

※彩度の表では、実際の明度にかかわらず、全ての明度を 7 と固定しているため、実際の色彩とは異なります。

(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

A 位置・規模

■バッファゾーン

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、土砂の流出のおそれがないよう適切な措置を講じる必要があります。

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）

○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

国道 168 号は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、国道や熊野川からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 168 号沿道の景観

■その他の地域

○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

熊野川や国道 168 号からは集落や熊野川の背景となる良好な山並や良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が熊野川及び国道 168 号沿道から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野川の背景となる山並景観

B 緑化

■全地域：追加基準なし

(4) 土石の採取又は鉱物の掘採

A 位置・規模

■バッファゾーン

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、行為が終了した場合は跡地の整理に関する計画に基づき速やかに復元等の措置を講じる必要があります。

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）

○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

国道 168 号は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、国道や熊野川からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 168 号沿道の景観

■その他の地域

○国道 168 号、熊野川ら見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

熊野川や国道 168 号からは集落や熊野川の背景となる良好な山並みや良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が熊野川及び国道 168 号沿道から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野川の背景となる山並景観

B 緑化

■全地域：追加基準なし

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、物件等の堆積を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにする必要があります。

■国道 168 号沿道（道路境界から 200m）

○国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

国道 168 号は、熊野本宮大社と熊野速玉大社を結ぶアクセスルートとして重要な役割を果たしており、道路沿道の集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、国道や熊野川からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



国道 168 号沿道の景観

■その他の地域

○国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

熊野川や国道 168 号からは集落や熊野川の背景となる良好な山並みや良好な山林風景などが見られます。

この景観を保全するため、行為地が熊野川及び国道 168 号沿道から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野川の背景となる山並景観

B 方法、C その他

■全地域：追加基準なし

(6) 水面の埋立て（バッファゾーンのみ）

A 位置・規模

■バッファゾーン

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、水面の埋立て等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為

熊野川周辺特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区分	規模		
	バッファゾーン	国道168号沿道 (道路境界から200m)	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 延べ面積500㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設 ②広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ③その他の工作物	全ての行為	全ての行為	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	全ての行為	全ての行為	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	全ての行為	2,000㎡超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

2 行為の制限の基準

熊野川周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。(●は熊野川周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準)

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	その他の地域
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ●熊野川等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ●熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。
建築物又は工 作物の新築(新 設)、増築、改 築若しくは移 転、外観を変更 することとな る修繕若しく は模様替え又 は色彩の変更	位置・ 規模	(周辺景観への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ●高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 (景観構成要素への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	(景観構成要素への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (沿道からの眺望への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ●道路から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ●熊野川から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	(景観構成要素への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 (眺望への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。
	形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。

対象行為	項目	行為の制限の基準								
		バッファゾーン	国道 168 号沿道（道路境界から 200m）	その他の地域						
建築物又は工 作物の新築 （新設）、増 築、改築若し くは移転、外 観を変更する こととなる修 繕若しくは模 様替え又は色 彩の変更 （続き）	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)	
	色相	彩度								
	0.1R～2.5Y	6 以下								
	上記以外	4 以下(無彩色含む)								
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。 									
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 							
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。 									
開発行為、土 地の開墾その 他の土地の形 質の変更（土 石の採取及び 鉱物の掘採を 除く）	位置・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ●開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 ●地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。 ●行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 								
土石の採取又 は鉱物の掘採	位置・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ●期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ上で、必要最小限にとどめること。 ●景観に著しい改変が生じないものとする。 ●跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 						
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 								
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	位置・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に著しい改変が生じないものとする。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 168 号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 						
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。 								
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 								
水面の埋立て	位置・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ●規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ上で、必要最小限にとどめること。 								

和歌山県景観ガイドライン
熊野川周辺特定景観形成地域

令和5年3月

発行・編集 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-3228 FAX 073-441-3232
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>